

# 令和元年～令和２年度消費者委員会 活動報告

令和３年３月  
消費者委員会

本報告は、令和元年9月1日から令和2年8月31日までの1年間の消費者委員会の活動についてまとめたものである。

## 目 次

|                                                                     |        |
|---------------------------------------------------------------------|--------|
| 山本委員長巻頭言                                                            | 2 ページ  |
| 第 1 章 消費者委員会の活動概要（令和元年 9 月～令和 2 年 8 月）                              | 4 ページ  |
| 第 2 章 第 6 次委員会における主な調査審議事項                                          |        |
| 1. 消費者基本計画の検証・評価・監視                                                 | 5 ページ  |
| 2. 消費者委員会の建議、提言、意見、調査報告書                                            | 6 ページ  |
| （1）「悪質なお試し商法」に関する意見                                                 |        |
| （2）2040 年頃の消費者行政が目指すべき姿とその実現に向けた対応策等<br>に関する意見～地方消費者行政専門調査会報告書を受けて～ |        |
| 3. 諮問を受けて答申を行った事項                                                   | 9 ページ  |
| （1）国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正についての答申                                       |        |
| （2）食品表示基準の一部改正に係る答申                                                 |        |
| （3）特定保健用食品の表示許可に係る答申                                                |        |
| （4）家庭用品品質表示法に係る告示改正についての答申                                          |        |
| （5）賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定<br>に関する消費者委員会意見                 |        |
| 4. 消費者委員会からの建議に関するフォローアップ                                           | 12 ページ |
| 「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」の<br>フォローアップ                          |        |
| 資料編                                                                 | 14 ページ |

## はじめに

内閣府消費者委員会委員長 山本 隆司

2019 年 9 月 1 日に第 6 次消費者委員会が発足した。10 名の委員のうち 8 名が交代し、高巖前委員長から私が委員長の職を引き継いだ。本活動報告書は、それからの 1 年間を対象とする。この 1 年間で、消費者の生活にも本委員会の活動にも最も大きな影響を与えた事象は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が全世界でまん延したことであった。日本でも、2020 年 1 月 30 日に内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設けられ、3 月 13 日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されて同法が COVID-19 に適用されることとなり、4 月 7 日には同法に基づく緊急事態宣言が発令された。5 月 25 日に緊急事態解除宣言がなされたが、COVID-19 のまん延は本稿執筆時点（11 月）も続いている。本委員会は、テレビ会議システムの準備に若干の時間を要したが、4 月から 8 月まで、委員全員がオンラインで参加する形式で会議を開催した。消費者と幅広くコミュニケーションを図る場を設ける計画は、中止せざるを得なかった。この点は、次の 1 年間で回復を目指したい。

COVID-19 のまん延が消費者の生活に与えた最も顕著な影響は、人と人との物理的な接触が抑制されたため、インターネットの利用が購買、決済を含む生活の全般に及ぶ傾向が、さらに加速したことである。デジタル技術の発展・利活用・普及は、政府の政策目標である。こうした政策の推進に際しては、同時に、デジタル技術が安全・安心に利用できるように制度・環境を整備すること、そして、新たな態様で生じる様々な情報・交渉力の格差を是正することが求められる。それがなければ、デジタル技術への社会的信頼が向上せず、技術の普及が阻害されよう。こうした点に注意を促すことに、消費者委員会の重要な役割がある。この方向の取組みが、本委員会が 2020 年 6 月に発出した「悪質なお試し商法」に関する意見である。同意見で直接述べたのは、スマートフォン等の画面の構成と、消費者によるその視認・操作の実態に合わせて、特商法を適用することの必要性である。それとともに同意見の末尾では、アフィリエイト広告等、関連する問題の広がり指摘した。今後も、具体的な相談事例と一般的な制度上の問題の両者に目を配り、課題に取り組んでいきたい。

本委員会はさらに、2020 年 8 月に、2040 年頃の消費者行政が目指すべき姿とその実現に向けた対応策等に関する意見を発出した。これは、地方消費者行政専門調査会の報告書を受けた意見である。同専門調査会は、第 5 次委員会の下で 2019 年 6 月に審議を開始し、地方公共団体および関係諸団体への膨大なヒアリング調査を経て、報告書を取りまとめた。2040 年頃に、日本は人口減

少・高齢化がピークを迎えるといわれる。そして、地方行政一般が、専門人材の確保や生活環境・インフラの維持・管理等について、困難に直面することが予想される。現在でも概して、地方公共団体において、消費者行政のために十分な資源が割かれておらず、その拡充が急務とされている。しかし、中長期的に見て、地方行政一般の資源の不足が深刻化する中で、地方消費者行政を拡充させるには、地方消費者行政の体制自体を再検討することが不可避である。同専門調査会報告書は、地域での見守り等の総合行政の一環としての消費者行政については市町村が、広域的あるいは国際的な広がりを持ち高い専門性を要する消費者行政の問題については都道府県が、それぞれ中心的に担うという役割分担を提示した。また、消費者行政に参画する世代とステークホルダーを拡大し、多様な主体の協働を促す提案を行った。同専門調査会報告書を契機に、地方消費者行政の将来像について、幅広い層により議論されることを期待したい。

以上の他、本委員会および各専門調査会が審議したテーマは、本活動報告書が示す通り多岐にわたる。COVID-19 に最も直接関わるテーマとして、国民生活安定緊急措置法に基づく衛生マスクおよび消毒等用アルコールの高額転売禁止とその解除に関する諮問に対する答申が挙げられる。これは、同法 26 条に基づく規制の初めての事例であった。消費者行政の全般に関わるテーマとしては、消費者基本計画の検証・評価・監視が挙げられる。消費者基本計画は 5 年間を対象に策定されるが、2020 年度が第 4 期消費者基本計画の対象となる初年度に当たるため、本委員会で同計画と同計画に基づく施策の工程表の全般にわたり審議が行われた。同計画には COVID-19 に関わる事項が多く盛り込まれた。今後引き続き、COVID-19 が惹起している問題への対応と、いわゆるウィズコロナ、アフターコロナの時代における SDGs のための施策を中心に、検証・評価・監視を行っていく。

## 第1章 消費者委員会の活動概要（令和元年9月～令和2年8月）

消費者委員会（以下「委員会」という。）は、平成21年9月1日に、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号。以下この章において「設置法」という。）の施行に伴い、消費者行政全般に関する調査審議及び監視機能を有する独立した第三者機関として、消費者庁とともに発足した。

主な所掌事務は、

- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係大臣又は消費者庁長官に建議すること（設置法第6条第2項第1号）
- 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、重要事項に関し、調査審議すること（設置法第6条第2項第2号）
- 消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること（設置法第6条第2項第3号）
- 消費者庁が所管する個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること（設置法第6条第2項第4号）

である（資料1－1）。

また、消費者問題に係る広範な専門分野にわたり、多数の事項を審議する必要があることから、委員会本体における審議だけではなく、委員会の下に部会・専門調査会等を設けて審議を行うこととしている（資料1－2及び資料1－3、資料1－4）。

令和元年9月1日から、令和2年8月31日までの1年間に於いて、計19回の委員会本会議を開催した（資料1－5）。平成21年9月1日における委員会の発足以降の通算では、計327回の委員会本会議を開催したこととなる。委員会本会議においては、消費者問題に係る様々な事項を調査審議していく中で、必要に応じ、委員会としての建議や各種の意見表明、関係省庁からの諮問に対する答申等を行ってきた。

また、委員会は、委員会本会議に向けた準備会合として「委員間打合せ」を随時開催し、様々な消費者問題や消費者行政が直面する課題等について、関係省庁・有識者等からのヒアリングや委員間の意見交換を行ってきた。

第2章では、この1年間の調査審議事項の概要や意見表明及び調査報告の概要等について記す。

## 第2章 第6次委員会における主な調査審議事項

### 1. 消費者基本計画の検証・評価・監視

消費者基本法（昭和43年法律第78号）においては、消費者政策会議（同法第27条に基づき設けられた閣僚会議で、その庶務を消費者庁が行う。）が、消費者基本計画の案を作成しようとするときのほか、消費者政策会議が行う消費者政策の実施の状況の検証・評価・監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする際には、委員会の意見を聴かなければならないとされている。

第3期「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）については、令和2年3月末に計画期間としての5年間が経過するため、新たに令和2年度からの5年間を対象とする第4期「消費者基本計画」の策定に当たり、委員会では、本会議等を通じて、随時、その検討状況について消費者庁からヒアリングを行い、調査審議を行った。

#### （1）消費者基本計画の検証・評価・監視等に係る関係省庁ヒアリング等

第4期「消費者基本計画」の策定に向けた関係省庁ヒアリングについては、令和元年12月13日及び12月25日の2回の委員会本会議（第311回、第312回）において行った。テーマについては、「行動経済学「ナッジ」の活用に向けた取組状況について」、「行動経済学の消費者政策への活用について」、「消費者志向経営の推進に向けた取組について」の3つを選定し、実施状況や今後の取組等について聴取を行った。併せて、次期消費者基本計画素案について、第312回委員会本会議において、消費者庁から聴取した。

上記の関係省庁ヒアリングやこれまでにを行った建議・提言その他の意見表明の内容等を踏まえ、第315回委員会本会議（令和2年1月30日）において「次期消費者基本計画の素案（令和元年12月）及び工程表策定に向けての意見」を取りまとめ、第4期消費者基本計画の策定において特に留意すべき事項や具体的に検討すべき課題を提示し、関係省庁に対して、原案に反映することを求めた（資料2-1-1）。

#### （2）消費者基本計画に係る答申について

令和2年3月27日付けで、内閣総理大臣から消費者基本計画の案について消費者基本法第27条第3項第1号の規定に基づき意見を求められたことを受けて、第318回委員会本会議（令和2年3月27日）において同計画の原案について消費者庁から報告を聴取した。同本会議で消費者基本計画の案については、同法の趣旨に鑑み妥当である旨の答申を行った（資

料 2－1－2)。

### (3) 消費者基本計画工程表に係る答申について

第4期消費者基本計画が令和2年3月31日に閣議決定され、消費者庁は、委員会意見を踏まえて同計画に基づく工程表の素案を取りまとめ、令和2年4月30日からパブリックコメントを実施した。これを踏まえ、令和2年5月13日の第320回委員会本会議において、工程表の素案について、消費者庁から聴取した。この結果や、これまでに行った建議・提言その他の意見等の内容、過年度工程表に記載された個別施策についてのヒアリングの結果や最近の被害実態等を踏まえ、工程表の素案について、第322回委員会本会議（令和2年5月29日）において「消費者基本計画工程表の素案（令和2年5月）に対する意見」を発出した（資料2－1－3）。

さらに、令和2年6月26日付けで、内閣総理大臣から消費者基本計画工程表の策定について消費者基本法第27条第3項第2号の規定に基づく意見を求められたことを受けて、第324回委員会本会議（令和2年6月26日）において消費者庁から報告を聴取した。同本会議で消費者基本計画工程表の案については、同法の趣旨に鑑み妥当である旨の答申を行った（資料2－1－4）。

## 2. 消費者委員会の建議、提言、意見、調査報告書

### (1) 「悪質なお試し商法」に関する意見

「お試し無料」「お試し価格〇円」「初回無料」「初回〇円」等をうたい、実際は定期購入を条件とした契約を締結させるといった、定期購入に関する消費者問題がここ数年で急増している。

このような状況を背景に、委員会は、上記問題について調査審議を行い、令和2年6月26日、消費者庁に対して、「悪質なお試し商法」に関する意見」を発出した（資料2－2－1）。

本意見において、「悪質なお試し商法」として問題視された類型は、①お試し価格を誇張して一回限りのお試し販売と見せかけ、実際は、最低●回の購入が条件とされている場合等の「回数縛り型」、②中途解約した場合には初回がお試し価格ではなく通常価格に戻り、いわば解約料又は違約金のようなものが請求される場合等の「違約金型」、③電話による解約手続に限定されているため電話をかけたがつかず、その間に解約期限が過ぎて次回分商品の受領及び支払をせざるを得なくなる場合等の「解約困難型」の三つである。

各類型に係る問題の所在としては、①お試し価格等の表示を他の契約条件の表示よりも誇張し、かつ契約条件の全体が理解困難な表示手法がとられているという「表示に係る事項」、②中途解約した場合にはお試し価格が通常価格に戻る等の「契約内容に係る事項」、③解約手続を電話のみに限定して期限を比較的短くし、当該期限が過ぎるまで電話受付を事実上拒否して解約できないようにすること等の「解約手続に係る事項」、④表示に係る問題等を前提として、消費者に金銭的な負担はないと誤認させる等の「消費者による誤認等に係る事項」が挙げられている。

上記を踏まえ、本意見では、「消費者庁において早急に講ずべき事項」として以下が示されている。

- (i) 「インターネット通販における『意に反して契約の申込みをさせようとする行為』に係るガイドライン」の見直し

例えば、購入者が、申込みの最終確認画面において、定期購入契約の申込みをするに当たって消費者の重要な考慮要素となる条件の全てを明瞭に判読し、適切に理解できるような表示とすること等。

- (ii) 執行の強化及び高度化

迅速な執行等を通じて悪質事業者を市場から淘汰するとともに、執行の強化に向けて事業者や消費者にとってわかりやすいガイドライン等を整備すること。ICTやAIの積極的な活用等により、監視を高度化する体制を整備すること等。

- (iii) 消費者に対する情報提供及び注意喚起

例えば、注意喚起における事例は、消費者が実際の状況を体感し、自分事として受け止めることができるような形式及び体裁で示すこと。

SNS上の広告やアフィリエイト広告を介して悪質事業者の販売サイトに遷移したという相談事例があることも示すこと。

本意見では、上記事項のほか、「その他検討が必要な事項」として、少額多数被害に係る実効的な救済の仕組み、民事法上の効果の在り方、アフィリエイト広告に係る責任の主体や内容の在り方が挙げられている。当該事項については、委員会としても、今後の状況を注視し、必要に応じ更に調査審議を行うこととしている。

なお、消費者庁の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」は、令和2年8月19日、「報告書」を取りまとめた。当該報告書では、『詐欺的な定期購入商法』への対応が一項目として掲げられ、規制強化や法執行強化の必要性が示されている。また、上記ガイドライン見直しの早期実施のほか、悪質事業者を念頭に、解約・解除を不当に妨害するような行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設

する必要がある旨も述べられている。委員会としては、当該報告書に基づく今後の動向についても引き続き注視していく予定である。

## (2) 2040年頃の消費者行政が目指すべき姿とその実現に向けた対応策等に関する意見～地方消費者行政専門調査会報告書を受けて～

委員会は、令和2年8月に「地方消費者行政専門調査会報告書」を受けて「2040年頃の消費者行政が目指すべき姿とその実現に向けた対応策等に関する意見」を発出した（資料番号2－2－2）。

### ① 問題意識

地方消費者行政の充実・強化は、消費者政策の推進における最重要課題の一つである。今後、高齢化・デジタル化・グローバル化等の進展により、消費者問題の多様化・複雑化が見込まれるほか、足元では新型コロナウイルス感染症に関連した新たな消費者問題が発生するなど、地方消費者行政が対処すべき課題はますます増大している。

その一方で、人口減少、少子化・高齢化等の人口構造の変化が加速し、2040年頃には高齢者人口がピークを迎えることが見込まれるなかで、消費者問題に対する地域の対応力の低下が懸念されている。

このような問題意識の下、2040年頃の消費者行政が目指すべき姿とその実現に向けた対応策等について、消費者委員会地方消費者行政専門調査会において議論を行い、令和2年8月に地方消費者行政専門調査会報告書（以下、「報告書」）を公表した。委員会は、報告書を受け、意見を発出した。

### ② 報告書の概要

報告書では、議論の前提として、将来、(i)人口は減少し働き手も減少することから消費者行政職員数は減少する、(ii)高齢化率は40%程度に達し超高齢化社会となる、(iii)人口減少等から資源制約が生じる、(iv)これらのことから地方公共団体によるこれまでと同様のフルセットによるサービスの提供は成り立たない可能性があることの4点を置いた。

これらを前提に、報告書は、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、そこから見えてくる課題を克服して消費者行政が目指すべき姿を示した。そして、その実現に向けた対応策を、主に次のような事項にまとめた。

(i) 市町村、都道府県、国が有機的に連携し、消費者の安全安心を重層的に守る仕組みづくり

(ii) 相談から問題解決まで一貫して対応ができ、多様化・複雑化・高度化・グローバル化した消費者問題への対応が可能となる体制の構築

(iii) 新しい消費者市民社会の形成に向けた、(a) 安全安心な市場を醸成する仕組みづくり、(b) 自立した消費者を育成する消費者教育・啓発活動の推進、(c) 消費者自身が見守りの担い手として活躍する社会の構築、(d) 高齢者が活躍する社会の構築、(e) ICT・AI技術等の活用

(iv) 感染症、自然災害等の危機下においても消費者の安全安心が確保できる対応体制の構築

(v) 持続可能な消費生活相談体制の構築

(vi) 各施策を実現するための財源、人的資源等の確保、活用

報告書では、これら6項目について、現時点で考え得る取組の方向性を提示した。

### ③ 消費者委員会意見

委員会は、消費者庁及び関係行政機関に、報告書を参考にできるだけ速やかな検討や取組の推進を求めた。また、地方公共団体においても、施策形成の各局面等において、本報告書を参考に、検討や取組が推進されることへの期待を表明している。そして、消費者行政に関わる国、地方公共団体とともに、関係するステークホルダーのみならず幅広い層が関心を持ち、取組の推進に向け様々な形で参画することを期待している。

## 3. 諮問等を受けて答申等を行った事項

### (1) 国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正についての答申

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第27条において、委員会は、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、生活関連物資等の割当て又は配給その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議するとされている。

令和2年3月6日付けで厚生労働大臣及び経済産業大臣から、同法第26条第1項及び第37条の規定に基づき、衛生マスクの転売禁止等を内容とする同法施行令の一部を改正する政令を制定することについて諮問があった。諮問に対し、第317回委員会本会議（令和2年3月9日）において、関係省庁から説明を聴取して審議を行い、改正について同法の趣旨に鑑み妥当である旨の答申を行った（資料2－2－3）。

また、令和2年5月20日付けで財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、同法第26条第1項及び第31条の規定に基づき、消毒等用アルコールの転売禁止等を内容とする同法施行令の一部を改正する政令を制定することについて諮問があった。諮問に対し、第321回委員会本会議（令和2年5月21日）において、関係省庁から説明を聴取して審議を行い、改正について同法の趣旨に鑑み妥当である旨の答申を行った（資料2－2－4）。

さらに、令和2年8月20日付けで財務大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣から、同法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、衛生マスク及び消毒等用アルコールの転売解除等を内容とする同法施行令の一部を改正する政令を制定することについて諮問があった。諮問に対し、第326回委員会本会議（令和2年8月20日）において、関係省庁から説明を聴取して審議を行い、改正について同法の趣旨に鑑み妥当である旨の答申を行った。（資料2-2-5）。

## （２）食品表示基準の一部改正に係る答申

内閣総理大臣が、食品表示法第4条において規定する食品表示基準を定めようとするときには、委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、内閣総理大臣からの諮問に対し、委員会の食品表示部会において審議を行い、答申を発出した。

- ① 食品衛生法、計量法、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正に伴い、特別の注意を必要とする成分等を含む食品、農産物漬物の内容量、生水牛乳の3点に関して、食品表示基準を改正し、表示制度を整備する必要性が生じた。

また、平成31年3月から農林水産省に設置された「農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会」において、古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ることにより生じる物流・販売上の問題や食品ロスの問題に対応するため、「精米年月日」表示を見直すべきとされた。

そして、これまで栄養成分又は熱量に係る低い旨の表示は基準値「未満」である場合に行うことができるとされていたが、流通の実態や国際整合性の観点から、基準値「以下」の場合にも行うことができるようにする必要性が生じた。

上記を内容とする内閣総理大臣からの諮問に対し、委員会では、令和2年1月23日の第58回食品表示部会において審議を行い、改正案を適当とする答申を発出した（資料2-2-6）。

- ② 食品添加物表示制度については、消費者庁に設置された「食品表示一元化検討会」の報告書（平成24年8月）において、食品表示一元化の検討過程で別途検討すべき課題の一つとして位置付けられたほか、平成27年3月に閣議決定された「消費者基本計画」においては、個別課題として実態を踏まえた検討を行う事項と整理された。そのため、平成31年4月から消費者庁に設置された「食品添加物表示制度に関する検討会」において検討が行われ、消費者の誤認を防止す

る観点から、食品表示基準から「人工」及び「合成」の用語を削除すべきとされた。

また、食品衛生法第6条第2号に基づくふぐに関する通知及び日本農林規格等に関する法律施行令の改正に伴い、食品表示基準を改正する必要性が生じた。

上記を内容とする内閣総理大臣からの諮問に対し、委員会では、令和2年5月25日の第59回食品表示部会において審議を行い、改正案を適当とする答申を発出した（資料2-2-7）。

### （3）特定保健用食品の表示許可に係る答申

消費者庁長官が特定保健用食品の表示許可をするに当たっては、「健康増進法」（平成14年法律第103号）に基づき定められた「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」（平成21年内閣府令第57号）により、その製品の安全性及び効果について委員会の意見を聴かなければならないとされている。

上記による内閣総理大臣からの諮問に関し、消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行った結果、令和2年6月に1品目、同年7月に4品目、「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨の答申を行った（資料2-2-8）。

### （4）家庭用品品質表示法に係る告示改正についての答申

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第11条において、表示の標準となるべき事項を制定、変更等をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならないとされている。

経済産業大臣から内閣総理大臣に対し、表示の標準となるべき事項の変更について、同法第3条第4項及び第5項の規定に基づく要請があり、それを受け、令和2年5月21日付けで内閣総理大臣から諮問があった。諮問事項である雑貨工業品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第7号）の浄水器に表示すべき事項に関して、第322回委員会本会議（令和2年5月29日）において、関係省庁等から説明を聴取して審議を行い、変更について同法の趣旨に鑑み妥当である旨の答申を行った（資料2-2-9）。

### （5）賠償負担金・廃炉円滑化負担金の算入に伴う電力託送料金変更案の算定に関する消費者委員会意見

令和2年4月1日に電気事業法の関係省令が施行され、託送料金の原価を算定する段階で新たに賠償負担金、廃炉円滑化負担金を追加することが

可能となった。

同年8月5日付で消費者庁長官から、一般送配電事業者から申請された託送料金の改定額の妥当性について意見の求めがあった。それに対し、消費者委員会は、公共料金等専門調査会電力託送料金に関する調査会（以下「調査会」という。）を開催し、関係省庁からヒアリングを行い、調査審議を重ねた。

その結果、同年8月24日、調査会は料金変更案の算定は、所定の算定方法に沿ってなされたものとして妥当であると認められる、と結論付けた。調査会は、その旨を同年8月28日の消費者委員会本会議にて報告し、同日、消費者委員会意見が取りまとめられた（資料2-2-10）。

#### 4. 消費者委員会からの建議に関するフォローアップ

##### 「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」に対する実施状況報告

委員会が令和元年8月30日に取りまとめた「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」では、内閣特命担当大臣（消費者及び食品安全）及び国家公安委員会委員長に対して、令和2年2月までに本建議への対応について実施状況の報告を求めていた。

委員会は、令和2年2月に消費者庁及び警察庁から書面の提出を受けて、第318回委員会本会議（令和2年3月27日）において、消費者庁及び警察庁から建議事項に係る対応状況の報告を受けた（資料2-2-11）。

これを受け、上記本会議において、委員会は、消費者庁及び警察庁に対し、今後の消費者庁と警察庁が連携し、制度の検討についてはスピード感を持った取組を求め、本建議に係る取組状況を引き続き注視していくこととした。

令和2年8月、特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書が取りまとめられ、販売を伴う預託等取引契約の原則禁止等が打ち出された。消費者庁においては、報告書の内容等を受けた制度改正に向けた取組を進め、令和3年3月5日、改正法案の閣議決定がされた。